

議案第 1 1 5 号

飛驒市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例について

飛驒市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 1 1 月 2 9 日提出

飛驒市長 都 竹 淳 也

提案理由

地方公務員法の改正に伴う改正

# 飛驒市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例

(飛驒市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 飛驒市職員の定年等に関する条例（平成16年飛驒市条例第42号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 定年制度（第2条－第5条）

第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条－第11条）

第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条）

第5章 雑則（第13条）

附則

第1章 総則

第1条中「）第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「。以下「法」という。）第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改め、同条ただし書中「65年」を「70年」に改める。

第4条第1項中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（第9条第1項

に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（第9条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び第3章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算し3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その」を「当該」に改め、「により」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「その職員」を「当該職員」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に、「得て、1年を」を「得て、これらの期限の翌日から起算して1年」に改め、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の次に「（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その」を「当該」に、「繰り上げて当該職員を退職させることができる」を「繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の3章を加える。

### 第3章 管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次の各号に掲げる職（病院及び診療所において医療業務に従事する医師及び歯科医師が占める職を除く。）とする。

(1) 飛驒市職員の給与に関する条例（平成16年飛驒市条例第58号）第13条の2

第1項の規定により管理職手当を支給される職員が占める職

(2) 前号に準ずる職

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日

から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。)の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間(これからの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群(職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として市の規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。)に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適正を

有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

#### 第4章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職

者」という。)を、従前の勤務実績その他の市の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りではない。

## 第5章 雑則

### (委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則に次の4項を加える。

### (定年に関する経過措置)

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条本文の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「65年」とあるのはそれぞれの同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

4 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、飛驒市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例(令和4年飛驒市条例第 号。以下この項から第6項までにおいて「令和4年改正条例」という。)による改正前の第3条ただし書に規定する職員であって、第3条本文の規定を適用する職員については、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、第3条中「65年」とあるのは同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和13年3月31日まで	65年
------------------------	-----

5 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、令和4年改正条例による改正前の第3条ただし書に規定する職員に対する第3条ただし書の

規定適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「70年」とあるのはそれぞれの同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	66年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	67年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	68年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	69年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

6 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員並びに第3条ただし書に規定する職員、令和4年改正条例による改正前の第3条ただし書に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度）において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(飛驒市公益的法人等への職員派遣条例の一部改正)

第2条 飛驒市公益的法人等への職員派遣条例（平成16年飛驒市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「（再任用職員を除く。）」を削り、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 飛驒市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第10条第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 飛驒市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

（飛驒市職員の分限に関する条例の一部改正）

第3条 飛驒市職員の分限に関する条例（平成16年飛驒市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び第28条第3項の規定に基づき、職員の意に反する休職の事由並びに職員の意に反する降任、免職及び休職の手續及び効果に関し規定する」を「並びに第28条第3項及び第4項の規定に基づき、職員の分限に関し必要な事項を定める」に改める。

第2条の次に次の3条を加える。

（降給の種類）

第2条の2 降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）並びに法第28条の2第1項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。）とする。

（降格の事由）

第2条の3 市長は、職員が降任により現に属する職務の級により同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当し、必要があると認める場合は、当該職員を降格するものとする。この場合において、第2号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、市長が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。

- (1) 次に掲げる事由のいずれかに該当する場合（職員が降任された場合を除

く。)

ア 職員の能力評価又は業績評価の確認者による確認が行われた全体評語が最下位の段階である場合（次条において「定期評価の全体評語が最下位の段階である場合」という。）その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合において、指導その他の市長が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されないときであって、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき。

イ 市長が指定する医師 2 名によって、心身の故障があると診断され、その故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかな場合

ウ 職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき、当該適格性を欠くと認められる場合において、指導その他の市長が定める措置を行ったにもかかわらず、当該適格性を欠く状態がなお改善されないとき。（ア及びイに掲げる場合を除く。）

(2) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により職員の属する職務の級の職の数に不足が生じた場合

(降号の事由)

第 2 条の 4 任命権者は、職員の定期評価の全体評語が最下位の段階である場合その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合であり、かつ、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合であって、指導その他の市長が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されない場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降号するものとする。

第 3 条の見出し中「及び免職」を「、免職及び降給」に改め、同条第 1 項中「又は免職」を「免職又は降給」に改め、同条第 2 項中「又は免職」を「、免職又は降給」に改める。

附則に次の 2 項を加える。

4 飛驒市職員の給与に関する条例（平成16年飛驒市条例第58号。以下「給与条例」という。）附則第13項の規定の適用を受ける職員に対する第2条の2の規定の適用については、当分の間、第2条の2中「とする」とあるのは「並びに飛驒市職員の給与に関する条例（平成16年飛驒市条例第58号）附則第13項の規定による降給とする」とする。

5 第3条第2項の規定は、給与条例附則第13項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、規則で定めるところにより、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

（飛驒市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正）

第4条 飛驒市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平成16年飛驒市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第4条中「1年以下の期間、給料の月額の5分の1以下に相当する額を給与から」を「1日以上6月以下の期間、その発令の日に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額（飛驒市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例（令和元年飛驒市条例第6号）第15条に規定する特殊勤務手当、第16条に規定する時間外勤務手当、第17条に規定する休日勤務手当、第18条に規定する夜間勤務手当及び第19条に規定する宿日直手当に相当する額を除く。））の10分の1以下を減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を」に改める。

（飛驒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第5条 飛驒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年飛驒市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に、「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条、第4条第2項及び第12条第1項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(飛驒市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第6条 飛驒市職員の育児休業等に関する条例(平成16年飛驒市条例第48号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 定年等条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員

第2条の3第3号及び第2条の4中「人事委員会が」を「規則で」に改める。

第10条第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 定年等条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員

第18条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第19条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

(飛驒市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第7条 飛驒市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成16年飛驒市条例第60号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)」に改め、同条第2号中「再任用職

員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第4条中「法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(飛驒市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第8条 飛驒市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成16年飛驒市条例第232号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(飛驒市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第9条 飛驒市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年飛驒市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第10条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成19年飛驒市条例第42号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 飛驒市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

(飛驒市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部改正)

第11条 飛驒市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例(平成26年飛驒市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「15年」を「20年」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第21項の規定は、公布の日から施行する。

(第1条に係る勤務延長に関する経過措置)

2 任命権者は、施行日（この条例の施行の日をいう。以下同じ。）前にこの条例による改正前の飛驒市職員の定年等に関する条例（平成16年飛驒市条例第42号）（以下「旧定年条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧定年条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧定年条例勤務延長職員」という。）について、旧定年条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の飛驒市職員の定年等に関する条例（以下「新定年条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧定年条例勤務延長職員に係る旧定年条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年（新定年条例第3条本文に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年）を超える職（基準日における新定年条例定年が新定年条例第3条本文に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の市の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新定年条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該市の規則で定める職にあっては、市の規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

4 新定年条例第4条第3項から第5項までの規定は、附則第2項の規定による勤務について準用する。

(第1条に係る定年退職者等の再任用に関する経過措置)

5 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日(以下この項から附則第11項までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。)までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年(旧定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)(施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢)に達している者を、従前の勤務実績その他の市の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧定年条例第2条の規定により退職した者

(2) 旧定年条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は附則第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25年以上勤務して施行日前に退職した者(前2号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(4) 25年以上勤務して施行日前に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用(令和3年改正法による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用することをいう。)又は暫定再任用(この項、次項、附則第10項又は第11項の規定により採用することをいう。次項第5号において同じ。)をされたことがある者

6 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の市の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時通勤を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新定年条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

- (3) 施行日以後に新定年条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- (4) 25年以上勤務して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- (5) 25年以上勤務して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者
- 7 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
- 8 暫定再任用職員（附則第5項、第6項、第10項又は第11項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。
- 9 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。
- 10 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第5項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新定年条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧定年条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。）に達している者を、従前の勤務実績その他の市の規

則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

1 1 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第6項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年条例定年をいう。附則第20項において同じ。）に達している者（新定年条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の市の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

1 2 前2項の場合においては、附則第7項から第9項までの規則を準用する。  
（第1条に係る令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

1 3 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。  
(1) 施行日以後に新たに設置された職  
(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

1 4 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。  
（第1条に係る令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢）

1 5 令和3年改正法附則第4条又は第6条の規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。  
(1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職  
(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

1 6 令和3年改正法附則第4条又は第6条の規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職

務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年  
条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(第1条に係る令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例  
で定める者及び職員)

17 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、  
当該職が基準日（附則第5項から第12項までの規定が適用される間における各年  
の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この項から附則第19項までにおいて  
同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定  
年条例定年が基準日の前日における新定年条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含  
む。）

18 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が  
基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に  
係る新定年条例定年に達している者とする。

19 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、附則第17項に規定  
する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における  
当該職に係る新定年条例定年に達している職員とする。

(第1条に係る定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

20 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月  
1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌  
年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年相当年齢が基準日の前日  
における新定年条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新定  
年条例定年相当年齢が新定年条例第3条本文に規定する定年である短時間勤務  
の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その  
他の市の規則で定める短時間勤務の職（以下この項において「新定年条例原則定  
年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新定年条例  
第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新定年条例第4  
条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職した者を含む。）  
のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引  
上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者（当該市の規則

で定める短時間勤務の職にあつては、市の規則で定める者)を、新定年条例第12条の規定により採用することができず、新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新定年条例第12条の規定により採用された職員(以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例原則定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(当該市の規則で定める短時間勤務の職にあつては、市の規則で定める定年前再任用短時間勤務職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(第1条に係る令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

2 1 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は年齢60年とする。

(第2条に係る経過措置)

2 2 暫定再任用職員(令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。)に対する改正後の第2条第2項の規定の適用については、同項第1号中「任期を定めて任用される職員」とあるのは、「任期を定めて任用される職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。)」とする。

(第5条に係る経過措置)

2 3 暫定再任用職員(令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。)で地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、この条例による改正後の飛驒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成16年飛驒市条例第47号。以下この項において「新勤務時間条例」という。)第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新勤務時間条例の規定を適用する。

(第6条に係る経過措置)

2 4 暫定再任用短時間勤務職員(令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。)は、定年前再任用短時間勤務職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。)

とみなして、この条例による改正後の飛驒市職員の育児休業等に関する条例の規定を適用する。

(第7条に係る経過措置)

- 25 暫定再任用職員（令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。）に対する改正後の第2条第1項及び第4条の規定の適用については、第2条第1項中「法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員」とあるのは、「地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員」とし、「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「暫定再任用職員」とし、第4条中「常勤を要しない職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）」とあるのは「常勤を要しない職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項若しくは第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）」とする。

(第8条に係る経過措置)

- 26 暫定再任用短時間勤務職員（令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。）は、定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。）とみなして、この条例による改正後の飛驒市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定を適用する。

(第9条に係る経過措置)

- 27 暫定再任用短時間勤務職員（令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。）は、定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。）とみなして、この条例による改正後の飛驒市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の規定を適用する。

(第11条に係る経過措置)

- 28 当分の間、第2条第1項第1号中「定年」とあるのは「飛驒市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年飛驒市条例第 号）による改正前の飛驒市職員の定年等に関する条例第3条本文中に掲げる職員にあっては60

歳、同条ただし書に掲げる職員にあっては65歳」とし、「20年」とあるのは「15年」とする。

(飛驒市職員の再任用に関する条例の廃止)

29 飛驒市職員の再任用に関する条例（平成16年飛驒市条例第43号）は、廃止する。

(第1条) 飛騨市職員の定年等に関する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3</p> <p>_____</p> <p>_____の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>_____</p> <p>第2条 略</p> <p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢<u>60年</u>とする。ただし、病院及び診療所において医療業務に従事する医師及び歯科医師の定年は、年齢<u>65年</u>とする。</p>	<p><u>目次</u></p> <p><u>第1章 総則(第1条)</u></p> <p><u>第2章 定年制度(第2条-第5条)</u></p> <p><u>第3章 管理監督職勤務上限年齢制(第6条-第11条)</u></p> <p><u>第4章 定年前再任用短時間勤務制(第12条)</u></p> <p><u>第5章 雑則(第13条)</u></p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第1章 総則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>第2章 定年制度</u></p> <p>第2条 略</p> <p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢<u>65年</u>とする。ただし、病院及び診療所において医療業務に従事する医師及び歯科医師の定年は、年齢<u>70年</u>とする。</p>

(定年による退職の特例)

第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に \_\_\_\_\_ 係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該 \_\_\_\_\_ 職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。 \_\_\_\_\_

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により \_\_\_\_\_ 公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができない

(定年による退職の特例)

第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由がある \_\_\_\_\_ と認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き \_\_\_\_\_ 勤務させることができる。ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（第9条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（第9条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び第3章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算し3年を超えることができない。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公

とき\_\_\_\_\_。

(3) 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由\_\_\_\_\_が引き続き存すると認めるときは、市長の承認を得て、1年\_\_\_\_\_を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日\_\_\_\_\_の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は\_\_\_\_\_、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の事由が存しなくなった\_\_\_\_\_と認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて当該職員を退職させることができる。

5 略

第5条 略

務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きある\_\_\_\_\_と認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなった\_\_\_\_\_と認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする\_\_\_\_\_。

5 略

第5条 略

### 第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次の各号に掲げる職（病院及び診療所において医療業務に従事する医師及び歯科医師が占める職を除く。）とする。

(1) 飛騨市職員の給与に関する条例（平成16年飛騨市条例第58号）第13条の2第1項の規定により管理職手当を支給される職員が占める職

(2) 前号に準ずる職

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に

規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(3) 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日

から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これからの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、

当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として市の規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適正を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第

2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができることを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

#### 第4章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績



	—
	—
	—

	—
--	---

	—
	—
	—
	—

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

4 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、飛騨市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年飛騨市条例第 号。以下この項から第6項までにおいて「令和4年改正条例」という。）による改正前の第3条ただし書に規定する職員であって、第3条本文の規定を適用する職員については、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、第3条中「65年」とあるのは同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和13年3月31日まで	65年
------------------------	-----

5 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、令和4年改正条例による改正前の第3条ただし書に規定する職員に対する第3条ただし書の規定適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「70年」とあるのはそれぞれの同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	66年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	67年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	68年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	69年

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

6 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員並びに第3条ただし書に規定する職員、令和4年改正条例による改正前の第3条ただし書に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(第2条) 飛騨市公益的法人等への職員派遣条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条 略 (職員の派遣)</p> <p>第2条 略 (1)～(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員(再任用職員を除く。)</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(5) 略</p> <p>3 略</p> <p>第3条～第9条 略</p> <p>第10条 法第10条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>第1条 略 (職員の派遣)</p> <p>第2条 略 (1)～(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員_____</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(5) <u>飛騨市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(6) 略</p> <p>3 略</p> <p>第3条～第9条 略</p> <p>第10条 法第10条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>飛騨市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を</u>含</p>

(5) 略  
以下 略

む。) を延長された管理監督職を占める職員  
(6) 略  
以下 略

(第3条) 飛騨市職員の分限に関する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第27条第2項及び第28条第3項の規定に基づき、<u>職員</u>の意に反する休職の事由並びに職員に意に反する降任、免職及び休職の<u>手続及び効果</u>に関し規定するものとする。</p> <p>第2条 略</p> <p>_____</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第27条第2項並びに第28条第3項及び第4項の規定に基づき、<u>職員</u>の分限に関し必要な事項を定める_____ものとする。</p> <p>第2条 略</p> <p>(降給の種類)</p> <p>第2条の2 <u>降給の種類は、降格(職員に意に反して、当該職員</u>の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。)及び降号(職員に号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。)並びに法第28条の2第1項に規定する降給(同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。)<u>とする。</u></p> <p>(降格の事由)</p> <p>第2条の3 <u>市長は、職員が降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当し、必要があると認める場合は、当該職員を降格するものとする。この</u></p>

場合において、第2号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、市長が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。

(1) 次に掲げる事由のいずれかに該当する場合（職員が降任された場合を除く。）

ア 職員の能力評価又は業績評価の確認者による確認が行われた全体評語が最下位の段階である場合（次条において「定期評価の全体評語が最下位の段階である場合」という。）その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合において、指導その他の市長が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されないときであって、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき。

イ 市長が指定する医師2名によって、心身の故障があると診断され、その故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかな場合

ウ 職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき、当該適格性を欠くと認められる場合において、指導その他の市長が定める措置を行ったにもかかわらず、当該適格性を欠く状態がなお改善されないとき。（ア及びイに掲げる場合を除く。）

---



---



---



---



---



---



---



---



---



---

(降任及び免職\_\_\_\_\_の手續)

第3条 市長は、職員をその意に反し降任し、又は免職\_\_\_\_\_する場合  
 においては、次の各号のいずれかに従わなければならない。

(1)～(4) 略

2 職員の意に反する降任又は免職\_\_\_\_\_の処分は、その旨を記載し  
 た書面を当該職員に交付して行わなければならない。

附 則

1～3 略

---



---



---



---

(2) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により職員の属する職  
 務の級の職の数に不足が生じた場合

(降号の事由)

第2条の4 任命権者は、職員の定期評価の全体評語が最下位の段階  
 である場合その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくな  
 いと認められる場合であり、かつ、その職務の級に分類されている  
 職務を遂行することが可能であると認められる場合であって、指導  
 その他の市長が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績  
 がよくない状態が改善されない場合において、必要があると認める  
 ときは、当該職員を降号するものとする。

(降任、免職及び降給の手續)

第3条 市長は、職員をその意に反し降任し、免職又は降給する場合  
 においては、次の各号のいずれかに従わなければならない。

(1)～(4) 略

2 職員の意に反する降任、免職又は降給の処分は、その旨を記載し  
 た書面を当該職員に交付して行わなければならない。

附 則

1～3 略

4 飛騨市職員の給与に関する条例（平成16年飛騨市条例第58号。以  
 下「給与条例」という。）附則第13項の規定の適用を受ける職員に  
 対する第2条の2の規定の適用については、当分の間、第2条の2  
 中「とする」とあるのは「並びに飛騨市職員の給与に関する条例（平

成16年飛騨市条例第58号) 附則第13項の規定による降給とする」とする。

- 5 第3条第2項の規定は、給与条例附則第13項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、規則で定めるところにより、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

## (第4条) 飛騨市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条～第3条 略 (減給の効果)</p> <p>第4条 減給は、<u>1年以下の期間、給料の月額</u>の5分の1以下に相当する額を給与から</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p style="text-align: right;">減ずるものとする。</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条～第3条 略 (減給の効果)</p> <p>第4条 減給は、<u>1日以上6月以下の期間、その発令の日</u>に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額(飛騨市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例(令和元年飛騨市条例第6号)第15条に規定する特殊勤務手当、第16条に規定する時間外勤務手当、第17条に規定する休日勤務手当、第18条に規定する夜間勤務手当及び第19条に規定する宿日直手当に相当する額を除く。))の10分の1以下を減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、<u>当該額を減ずるものとする。</u></p> <p>以下 略</p>

(第5条) 飛騨市職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条 略 (1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>地方公務員法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの</u>(以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4・5 略 (週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。</p>	<p>第1条 略 (1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項</u>の規定により採用された職員で同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4・5 略 (週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。</p>

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

#### 第4条 略

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、市の規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上）の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、市の規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

#### 第4条 略

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、市の規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上）の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、市の規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休

日) を設ける場合には、この限りでない。

第5条～第11条 略

(年次有給休暇)

第12条 略

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で市の規則で定める日数)

(2)・(3) 略

2・3 略

以下 略

日) を設ける場合には、この限りでない。

第5条～第11条 略

(年次有給休暇)

第12条 略

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日(育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で市の規則で定める日数)

(2)・(3) 略

2・3 略

以下 略

(第6条) 飛騨市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条 略 (育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <hr/> <p>(3) 飛騨市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成23年飛騨市条例第5号)第4条第3項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員</p> <p>(4) 非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員</p> <p>ア・イ 略</p> <p>第2条の2 略 (育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</p> <p>第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員</p>	<p>第1条 略 (育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 定年等条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(4) 飛騨市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成23年飛騨市条例第5号)第4条第3項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員</p> <p><u>(5) 非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員</u></p> <p>ア・イ 略</p> <p>第2条の2 略 (育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</p> <p>第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員</p>

が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、人事委員会が定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の1歳6か月到達日

ア～エ 略

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、人事委員会が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。

(1)～(4) 略

第3条～第9条 略

（育児短時間勤務をすることができない職員）

第10条 略

(1) 略

(2) 略

が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則で \_\_\_\_\_ 定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の1歳6か月到達日

ア～エ 略

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、規則で \_\_\_\_\_ 定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。

(1)～(4) 略

第3条～第9条 略

（育児短時間勤務をすることができない職員）

第10条 略

(1) 略

(2) 略

(3) 定年等条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間

第11条～第17条 略

(部分休業をすることができない職員)

第18条 略

(1) 略

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

(部分休業の承認)

第19条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2・3 略

以下 略

（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員

第11条～第17条 略

(部分休業をすることができない職員)

第18条 略

(1) 略

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

(部分休業の承認)

第19条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2・3 略

以下 略

(第7条) 飛騨市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例新旧対照表 (傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条 略 (給与の種類)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) <u>法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)</u>以外の職員 給料、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、寒冷地手当、期末手当及び勤勉手当</p> <p>(2) <u>再任用職員</u> 前号に掲げるもののうち、扶養手当、住居手当、単身赴任手当及び寒冷地手当を除いたもの</p> <p>(3) 略</p> <p>第3条 略 (非常勤職員の給与)</p> <p>第4条 常勤を要しない職員 (<u>法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。</u>) については、任命権者は、常勤の職員との権衡を考慮し、予算の範囲内で、給与を支給するものとする。</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条 略 (給与の種類)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) <u>法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前提任用短時間勤務職員」という。)</u> 以外の職員 給料、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、寒冷地手当、期末手当及び勤勉手当</p> <p>(2) <u>定年前提任用短時間勤務職員</u> 前号に掲げるもののうち、扶養手当、住居手当、単身赴任手当及び寒冷地手当を除いたもの</p> <p>(3) 略</p> <p>第3条 略 (非常勤職員の給与)</p> <p>第4条 常勤を要しない職員 (<u>定年前提任用短時間勤務職員</u> を除く。) については、任命権者は、常勤の職員との権衡を考慮し、予算の範囲内で、給与を支給するものとする。</p> <p>以下 略</p>

(第8条) 飛騨市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条 略 (給与の種類及び基準)</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員並びに会計年度任用職員の給与の種類及び基準は、飛騨市職員の給与に関する条例(平成16年飛騨市条例第58号)及び飛騨市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例(令和元年飛騨市条例第6号)の例による。</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条 略 (給与の種類及び基準)</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員並びに会計年度任用職員の給与の種類及び基準は、飛騨市職員の給与に関する条例(平成16年飛騨市条例第58号)及び飛騨市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例(令和元年飛騨市条例第6号)の例による。</p> <p>以下 略</p>

## (第9条) 飛騨市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条・第2条 略 (報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及非常勤職員（<u>法第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条・第2条 略 (報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及非常勤職員（<u>法第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>以下 略</p>

(第10条) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例新旧対照表 (傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
第1条 略 (職員の派遣) 第2条 略 (1)~(5) 略 2 略 (1)~(4) 略 _____ _____ _____ <u>(5)</u> 略 以下 略	第1条 略 (職員の派遣) 第2条 略 (1)~(5) 略 2 略 (1)~(4) 略 <u>(5) 飛騨市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u> <u>(6)</u> 略 以下 略

(第11条) 飛騨市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例新旧対照表 (傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条 略            (定年前に退職する意思を有する職員の募集等)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から<u>15</u>  <u>年</u>を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集</p> <p>(2) 略</p> <p>2～17 略</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条 略            (定年前に退職する意思を有する職員の募集等)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から<u>20</u>  <u>年</u>を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集</p> <p>(2) 略</p> <p>2～17 略</p> <p>以下 略</p>

## 条例関係議案要旨

議案名	飛騨市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例
担当部	総務部
提案理由	地方公務員法の改正に伴う改正
制定改廃の根拠等	<p>地方公務員の定年は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の2第2項により、国家公務員の定年を基準として条例で定めることとされているが、今般、国家公務員法等の一部を改正する法律（令和3年法律第61号）により国家公務員の定年が引き上げられたことを受け、条例の改正が必要となった。</p> <p>また、これに合わせて、国家公務員と同様の措置を講ずることを内容とする地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）が可決成立し、令和5年4月1日から施行されることから、本市においても関係条例について所要の改正を行う。</p>
条例の概要	<p>1 改正の主な内容</p> <p>(1) 定年の引上げ（60歳から段階的に65歳に引上げ）</p> <p>(2) 役職定年制（管理監督職勤務上限年齢制）の導入</p> <p>(3) 定年前再任用短時間勤務制の導入</p> <p>(4) 情報意思確認制度の新設</p> <p>2 改廃の対象となる条例</p> <p>(1) 改正する条例</p> <p>第1条 飛騨市職員の定年等に関する条例（平成16年飛騨市条例第42号）</p> <p>第2条 飛騨市公益的法人等への職員派遣条例（平成16年飛騨市条例第40号）</p> <p>第3条 飛騨市職員の分限に関する条例（平成16年飛騨市条例第41号）</p> <p>第4条 飛騨市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平成16年飛騨市条例第44号）</p> <p>第5条 飛騨市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年飛騨</p>

	<p>市条例第47号)</p> <p>第6条 飛騨市職員の育児休業等に関する条例(平成16年飛騨市条例第48号)</p> <p>第7条 飛騨市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成16年飛騨市条例第60号)</p> <p>第8条 飛騨市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成16年飛騨市条例第232号)</p> <p>第9条 飛騨市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年飛騨市条例第8号)</p> <p>第10条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成19年飛騨市条例第42号)</p> <p>第11条 飛騨市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例(平成26年飛騨市条例第4号)</p> <p>(2) 廃止する条例</p> <p>附則第29項 飛騨市職員の再任用に関する条例(平成16年飛騨市条例第43号)</p>
市民への影響等	<p>複雑高度化する行政課題への的確な対応等の観点から、能力と意欲のある高齢期の職員を最大限活用しつつ、次の世代にその知識、技術、経験等を継承していくことで、行政サービスの向上につながる。</p>
施行日	<p>令和5年4月1日(附則第21項は公布の日から施行)</p>
備考	